**国家戦略特区での金融上の支援について（事業者のみなさまへ）**

**平成26年5月に大阪府域全域が国家戦略特区に指定されました。国家戦略特区においては、国家戦略特区支援利子補給金制度が設けられております。内閣府指定の金融機関とご相談の上、ご検討ください。**

**■制度概要**

　国家戦略特区支援利子補給金制度は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するため、指定金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給し、金利負担の軽減を図るものです

**■対象事業の要件**

①認定区域計画※に定められる実施法人であること　※国家戦略特区法第8条に基づく区域計画

②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るという国家戦略特区の目的に沿って、これを戦略的観点から関西圏国家戦略特別区域内で推進するものであること

③施行規則第1条に規定する事業（概要は下記）のいずれかに該当すること  
（詳細については、必ず施行規則第1条本文をご参照願います）

|  |  |
| --- | --- |
| 分野 | 事業概要 |
| 医療（１号） | （１）高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造※ |
| （２）高度再生医療の研究開発・製造※ |
| （３）医療・介護用ロボットの研究開発・製造※ |
| （４）高度医療の治験・臨床研究※ |
| （５）医療情報システムの研究開発※ |
| （６）高度医療施設の整備・運営 |
| （７）高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営 |
| （８）高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供 |
| 医療（２号） | ◆(ｲ) 難治性疾患に係る先端的な医薬品の研究開発・製造 |
| ◆(ﾛ) 難治性疾患に係る先端的な再生医療の研究 |
| ◆(ﾊ) 低侵襲性診断・治療に係る先端的な医療機器の研究開発 |
| 国際 | （１）多国籍企業が行う統括事業 |
| （２）ＭＩＣＥ施設やアフターコンベンション施設の整備・運営 |
| （３）国際会議に参加する外国人に対するサービス提供 |
| （４）外国語教育 |
| （５）インターナショナルスクールの整備（貸付けの場合） |
| （６）外国語による医療の提供 |
| （７）外国会社向けインキュベーションオフィスの整備・運営 |
| （８）外国人従業員やその家族向けの日常生活のサポート |
| （９）外国人向けサービスアパートメントの整備・運営 |
| 農業（１号） | 高付加価値化、６次産業化、輸出産業化に係る技術開発・活用※ |
| 農業（２号） | ◆(ニ) 革新的ICT農業の研究開発 |
| 創業・雇用 | 小規模事業者が行う創業及び雇用の促進 |

◆は、特定中核事業（施行規則第１条第２号）

※の事業はこれらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む

④ベンチャー企業及び中小企業等（国家戦略特区支援利子補給金交付要綱第2条別表）に該当する者であること

⑤事業実施計画が、当該事業を行うことについての適切かつ確実な計画であることを国家戦略特区担当大臣が確認していること

**■手続き**

**大阪府・内閣府との事前相談（事業者→大阪府・内閣府）**

**➠ 事業実施計画提出（事業者→指定金融機関を経由して→国）**

➠ 事業実施計画の国家戦略担当大臣の確認 ➠ 区域会議での区域計画の承認

➠ 区域計画認定申請（区域会議→内閣総理大臣） ➠ 区域計画認定

**➠ 融資の実行（指定金融機関→事業者）**

➠ 利子補給契約（指定金融機関→国） ➠ 利子補給金の支給（国→指定金融機関）

**■支給期間**

金融機関が資金の貸付を行った日から起算して５年間

**■利子補給率**

金融機関の融資に対して最大０．７％の利子補給

**■その他**

国家戦略特区支援利子補給金制度や内閣府指定の金融機関については、  
「内閣府地方創生推進局」のホームページ中、「国家戦略特区支援利子補給金関係」をご参照ください

（参考URL：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/risihokyukin.html>）

　また、国家戦略特別区域法施行規則については、同ホームページ中、関係法令等「府令」をご参照ください

（参考URL：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/hourei.html>）

**＜問い合わせ先＞**

**大阪府政策企画部戦略事業室特区推進課**

**大阪市中央区大手前２丁目１－22　本館４階**

**電話：０６‐６９４４‐６８４０　　Fax :０６‐６９４４‐６６１９**

**内閣府地方創生推進局**

**東京都千代田区永田町１－11－39　永田町合同庁舎６階**

**電話：０３‐５５１０‐２４７３**